

令和4年度実施 赤磐市立幼稚園における預かり保育について

赤磐市教育委員会

1 目的

幼稚園の管理下において希望する在園児を教育時間外に預かり、保育することにより、保護者の子育て支援をすることを目的とする。

2 実施園

市内全幼稚園

3 対象者

当該幼稚園の在園児で、保護者の就労・看護・介護等、家庭において保育することが困難であり、保護者が預かり保育を希望するもの。また、園長が必要と認めるもの。

4 保育の区分

- ・ 就労等による預かり保育（無償化対象）・・・『新2号認定』
- ・ 一時預かり保育

5 実施時間、預かり保育を実施しない日

- 実施時間・・・教育時間終了後から午後5時まで
長期休業中は午前9時から午後5時まで
- 預かり保育を実施しない日
 - ・ 祝日、日曜日及び土曜日、4月1日～3日、8月13日～15日、12月27日～1月5日、3月29日～31日
 - ・ 入園式、運動会、生活発表会、卒業式等の園行事、また、その振替休業日等
 - ・ 感染症等による学級、学年閉鎖や気象警報発令などによる臨時休業日
 - ・ その他、園長が指定した日

6 保育料・申込方法

- 保育料
 - ・ 就労等、保護者に保育を必要とする要件がある場合、保育の必要性の認定「新2号認定」を受けると認定を受けた日から利用料が無料になります。（*裏面参照）
 - ・ 一時預かり保育では、1ヶ月の預かり保育実施日が15日以上になると、定額になります。

	通常の保育日 (日額)	長期休業中 (日額)	15日以上超えた月(月額)		
			7月・8月以外	7月	8月
新2号認定	無料	無料	無料	無料	無料
一時預かり保育	400円	1,000円	6,000円	8,000円	12,000円

- 申込方法
 - ・ 「新2号認定」の方は、原則10日前までに、預かり保育申込書を提出ください。
 - ・ 一時預かり保育「新2号認定以外」の方は、原則3日前までに、預かり保育申込書を保育料と一緒に提出ください。

7 その他

- ・ 預かり保育の1日の定員は20人で、3歳児～5歳児の合同保育を行います。
- ・ 3歳児は原則給食が開始する5月から利用いただけます。
- ・ お迎えの時間が午後3時を過ぎる場合はおやつ(適量)を、また、午前中保育の日や長期休業中は弁当とおやつを御準備ください。
- ・ 学校の参観日に出席する場合、午後3時までは無料とし、午後3時以降は預かり保育料を徴収します。
- ・ 卒業した幼児の利用は3月28日までとします。

- ・ 申込後、預かり保育利用の必要がなくなった場合は、その旨連絡をお願いします。
- ・ 繰り返し保育時間終了後に迎えに来られる場合は、以後の預かり保育をお断りすることがあります。

7 支給認定について

就労等で保育の利用を必要とする場合、申込書を園へ提出してください。

基本的な認定区分及び認定の基準については、以下のとおりです。

(保育の必要性及び必要量の認定区分)

認定の区分	入所児童の年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3歳～小学校就学前	必要性なし	教育標準時間	幼稚園等
2号認定	3歳～小学校就学前	必要性あり	保育標準時間	保育所等
			保育短時間	

(保育の利用を必要とする理由について)

保育の利用を必要とする理由	提出書類・要件等
1. 就労のため	・ 就労証明書（月48時間未満の場合は保育の要件として認められません）
2. 妊娠・出産等のため	・ 理由書、母子手帳の写しを添付（氏名と出産予定日がわかるもの） （認定期間は出産（予定日）前後3ヵ月まで）
3. 病気や障がいのため	・ 理由書、医師の診断書または障害者手帳等の写しを添付
4. 親族の介護・看護等のため	・ 理由書（介護・看護等に必要時間により判断） ※手帳、診断書、住民票等の提出を求めます
5. 災害復旧	・ 理由書、罹災証明が発行されている場合は写しを添付
6. 求職活動中	・ 理由書（認定期間は最長で3ヵ月まで）
7. 就学のため	・ 理由書（認定期間は就学期間中） 在学証明または学生証の写し（職業訓練校の場合は合格通知と訓練期間のわかるもの）
8. 児童の特別な養護が必要	・ 理由書（教育委員会へ要相談）

【支給認定の変更について】

- ・ 就労等保育の利用を必要とする理由に変更が生じた場合は、支給認定の変更が必要な場合があります。
※変更となった方の就労証明・理由書等を添付して申請ください。
- ・ 求職活動中の継続による再認定はできません。
保育の利用を必要とする理由が「求職活動中」の場合、支給認定期間は3ヵ月の認定期間となります。※就職した場合は、就労証明を添付のうえ必ず更新の手続きをしてください。